

## 介護職員初任者研修事業 修了評価実施要綱

(内容)

第1条 この要綱は、「福島県介護職員初任者研修事業実施要綱」に従い、公益財団法人磐城済世会が介護職員初任者研修修了評価を定めたものである。

(評価を受ける資格)

第2条 修了評価を受けることのできる受講者は、「福島県介護職員初任者研修事業実施要綱」に定める研修カリキュラムを全て受講した者とする。

(評価の方法)

第3条 修了評価の方法は次のとおりとする。

- (1) 筆記試験
- (2) 実技試験
- (3) 実習

(試験時間および評価基準)

第4条 修了評価の試験時間および評価基準は次のとおりとする。

- (1) 筆記試験 試験時間は1時間とし、100点満点中70点以上を合格とする。
- (2) 実技試験 試験時間は評価者の判断に委ねるものとし、評価基準は、A(理解している)／B(概ね理解している)／C(一部理解が不足している)／D(理解が不足している)により行い、総合評価B以上を合格とする。
- (3) 実習 評価は評価者の判断に委ねるものとし、評価基準は、A(理解している)／B(概ね理解している)／C(一部理解が不足している)／D(理解が不足している)により行い、B以上を合格とする。

(評価基準に達しなかった者の取り扱い)

第5条 修了評価の結果、基準に達しなかった者に対しては、必要に応じて補講等を行い、再評価を実施する。

2. 再評価は、原則として、研修期間内に行うこととする。

(情報の管理)

第6条 修了評価に係る次の情報は、公益財団法人磐城済世会が管理する。

- (1) 修了評価試験問題
- (2) 修了評価試験採点結果
- (3) 修了評価試験合格者名簿

(修了証明書の交付)

第7条 修了証明書は、「福島県介護職員初任者研修事業実施要綱」に従い、全ての科目を受講し、かつ修了評価が基準に達した者に対し、公益財団法人磐城済世会が交付する。

(附則)

この規定は、平成26年 4月 1日から適用する。